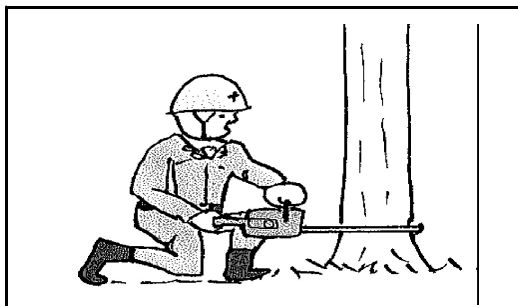


## 【特別教育】

### チェーンソーによる伐木業務に係る補講 (5時間コース)のご案内



北海道労働局長登録教育機関  
一般社団法人 北海道林業機械化協会  
札幌市中央区北4条西4丁目伊藤ビル6F  
(TEL011-251-0708, FAX011-251-0710)

チェーンソーによる伐木業務に関する関係法令等が改正されたことに伴い、既に当該特別教育を受講された方(修了証を所有されてる者)は令和2年7月末までに下記の内容の「補講」を受講することが規定されました。

当協会では安全衛生機関として、次により講習会(補講)を行います。

受講者が20名以上を目処に、「出張講習」を行いますので、ご希望がありましたらご連絡をお願いします。

#### 1 講習カリキュラム

講習科目	講習内容		講習時間
学 科	・ 伐木作業に関する知識	造材の方法	2時間
		下肢の切創防止用保護衣等の着用	
	・ 関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1時間
	小 計		3時間
実 技	・ 伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	2時間
		小 計	2時間
	合 計		5時間

\* 安衛則第36条第8号の2修了者の場合

#### 2 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、特別教育修了証<伐木等の業務(小径木)>の写しを添えて当協会に送付してください。

**受講料** : 10,000円 (税込教本代含む。)

#### 3 受講時に持参するもの

・筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。

#### 4 修了証の交付

補講を修了した後に、当協会が「修了証」を交付します。